

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第85号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年3月2日 10時30分ごろ	
発生場所	香川県丸亀市広島南岸 江浦港西防波堤灯台から真方位234° 0.9海里付近 (概位 北緯34° 21.1′ 東経133° 42.2′)	
事故等調査の経過	平成23年5月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第十八新映丸、492トン	
船舶番号、船舶所有者等	129285、浜田海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	推進器翼に欠損	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、広島南岸の採石集積地で石材約1,000tを積載し、船首約3.1m、船尾約4.6mの喫水で出航する際、船尾錨を揚収しようとしたところ、船尾錨のロープにたこつぼの縄が2本絡んでいたため、船長が甲板員に縄を外す作業を行わせた。</p> <p>船長は、作業中、船尾錨のロープが本船の推進器に絡まないよう、機関を中立としていたところ、船尾が潮に流され、平成23年3月2日10時30分ごろ、採石集積地近くの浅瀬に接触した。</p> <p>船長は、船内を調査して浸水がないことを確認して航海を続け、揚地に向かった。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の末期、潮流 約1ノットの西流</p>	
その他の事項	<p>本船は、平成23年4月に入渠した際、推進器翼の欠損が発見された。</p> <p>本船の右舷錨は、本事故発生時、投入されていた。</p> <p>広島南岸の沖合約100～200m付近には、たこつぼが多数仕掛けられていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、広島南岸の積地で船尾錨の揚収作業中、船尾錨のロープに絡んだたこつぼの縄を外す際、船尾錨のロープが推進器に絡まないよう機関を中立としていたところ、潮流により船尾が流されたことから、積地付近の浅瀬に推進器翼が接触したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、広島南岸の積地で船尾錨の揚収作業中、船尾錨の	

	<p>ロープに絡んだたこつぼの縄を外す際、船尾錨のロープが推進器に絡まないよう機関を中立としていたところ、潮流により船尾が流されたため、積地付近の浅瀬に推進器翼が接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
--	---